

## 16. おきなわ新産業創出投資事業

### (1) 事業の概要

担当部局

商工労働部 新産業振興課

#### 目的

バイオ・IT・環境関連分野のベンチャー企業に対して、ファンドによる投資や研究開発補助金の交付等を実施することで、本県における新産業創出の核となる優れたベンチャー企業の育成・誘致を図る。

#### 内容

##### 1) おきなわ新産業創出ファンドによる投資

ファンド規模 : 10 億円(県 7.5 億円、民間 2.5 億円)

投資対象 : 県内に事業所を置いているか、今後沖縄県に進出することが  
確実な IT・バイオ・環境関連分野のベンチャー企業等

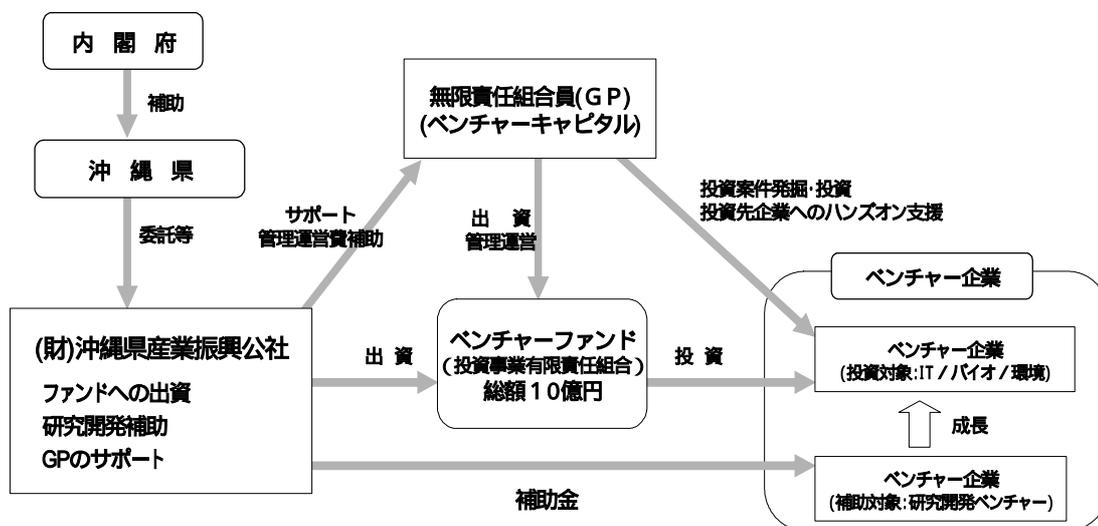
##### 2) 研究開発補助事業の実施

補助内容 : 1 企業あたり年間 5,000 万円以内、補助率 3/4 以内

支援期間 : 2 年以内

補助対象 : 補助事業終了後、株式公開等による事業規模拡大を目指す研究開発型ベンチャー企業

#### < 事業スキーム >



予算額

(単位：千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳		
			国庫支出金		一財財源
			補助率	金額	
平成 21 年	1,213,158	有望なベンチャー企業に投資するファンドの組成、研究開発補助金による資金供給及びベンチャーキャピタルや産業振興公社によるハンズオン支援を実施するのに要する経費	2/3	808,772	404,386
平成 22 年	746,673	同上	2/3	497,782	248,891

予算区分：補助金(80,000 千円)・委託料(665,583 千円)・旅費(1,090 千円)

補助対象及び委託先：(財)沖縄県産業振興公社

補助内容：組管理経費に対する G P への補助金

委託内容：研究開発補助事業等の実施に係る委託金

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

当該事業は、「おきなわ新産業創出投資事業(ベンチャーファンド部門)」は、「おきなわ新産業創出投資事業(研究開発支援部門)」で育成したベンチャー企業、又は、県内外から発掘した有望ベンチャー企業の中から、バイオ、IT、環境関連分野で世界市場をリードする沖縄発企業の創出を図り、沖縄経済の持続的発展に貢献することを目的としている。

同種の事業は、(財)沖縄県産業振興公社に委託して、過去から実施されてきているが、県内にて株式公開を果たした企業は皆無である。また、この事業スキームやベンチャー企業が実施している事業内容は専門性が高く、県実施事業の中身について県民が容易に理解し難い。県は、事業の実施等について、同公社にまかせっきりせず、あくま

で委託事業として実施しているわけであるから、その成果について厳しくチェックすべきであり、また実施概要を一般の県民でも理解できる方法で説明していく必要がある

## 17. 子育てママの就職技術力向上支援事業

### (1) 事業の概要

担当部局

商工労働部 雇用政策課

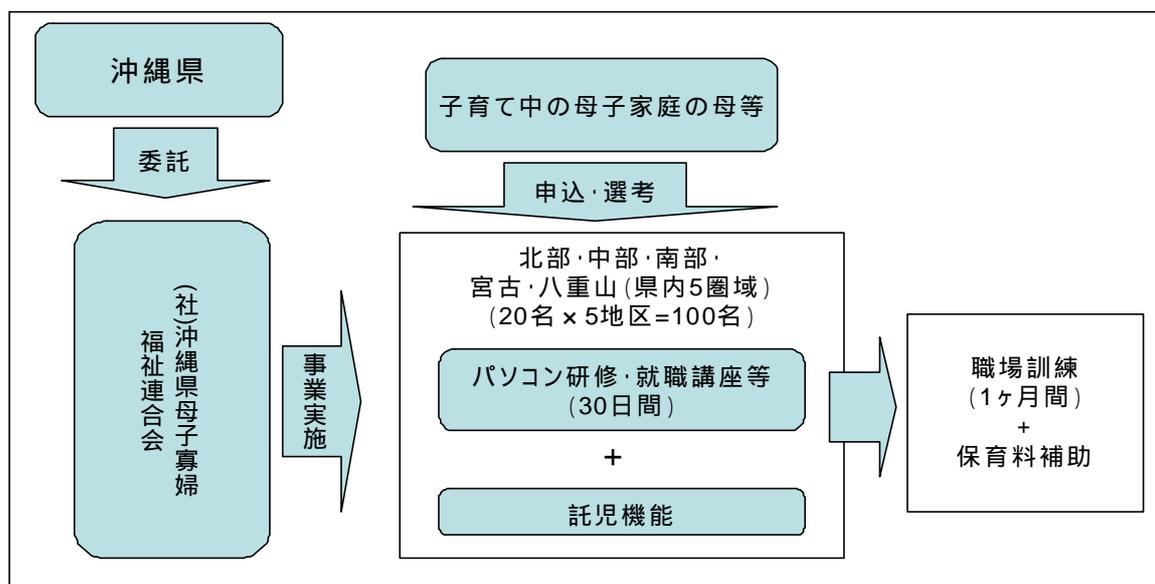
#### 目的

母子世帯は低所得により生活状況が厳しい者が多く、不安定な雇用形態の割合も高いため、母子家庭の母等の雇用状況の改善を図ることを目的とする。

#### 内容

子育て中の母子家庭の母等を対象に、託児機能付きのパソコン研修等を実施し、研修終了後は1ヶ月間の職場訓練を行う。

#### <事業スキーム>



予算額

(単位：千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳		
			国庫支出金		一般財源
			補助率	金額	
平成 22 年	70,119	子育て中の母子家庭の母等を対象に、託児機能付きのパソコン研修等を実施し、研修終了後は1ヶ月間の職場訓練を行い、就職率の向上等を図るための経費。	2/3	46,746	23,373

予算区分：委託料

委託先：(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会

委託内容：募集、選考、研修実施、職場訓練事業所開拓など

事業実績

平成 22 年度受講者数 96 人

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

総論において考察したように「子どもの貧困」という視点からすると、母子家庭に対する支援の問題は、将来の雇用問題とリンクする潜在的な関係性を持っていることが予想される。すなわち、部局横断的に対処すべき課題である。評価については自己評価ではなく、ピア・レビュー等を行い、沖縄県の部局間の連携および組織としての知識の蓄積を図る必要がある。

## 18. 雇用戦略プログラム推進事業（事業開始：平成 21 年度）

### (1) 事業の概要

担当部局

商工労働部 雇用政策課

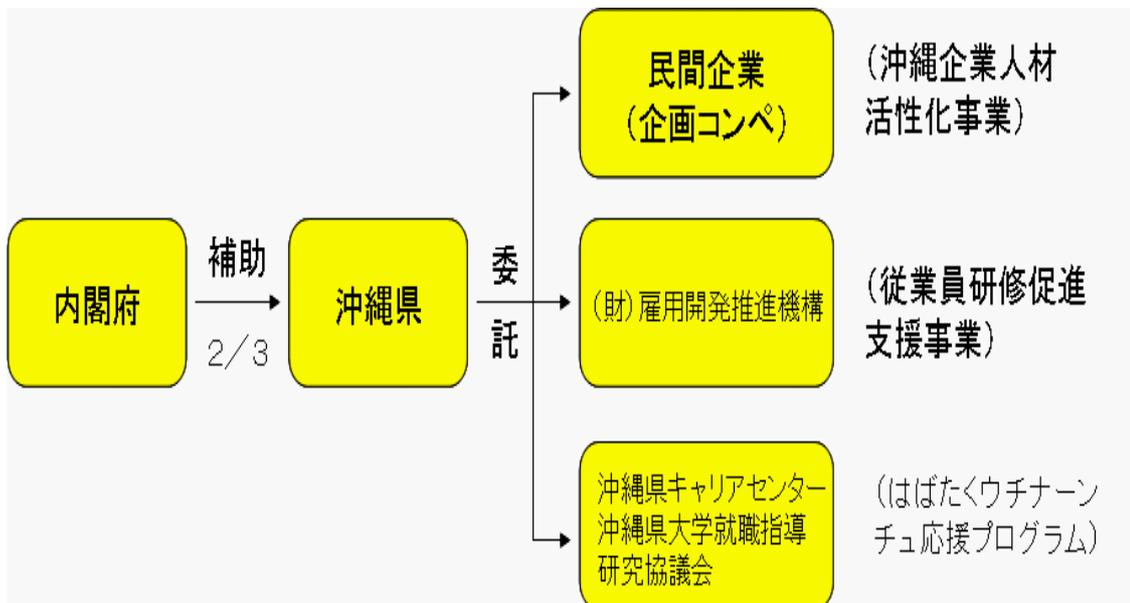
#### 目的

本県の構造的な失業問題の改善を図るため、雇用戦略推進会議の下、各種課題について、PDCA サイクルにより、総合的・戦略的に取り組む。

#### 内容

経営者の意識改革、職場環境の改善のために、選定企業へコンサルタントを派遣する事業、県内に新規立地するなど新規雇用を伴う企業の企業内人材のレベルアップのための県外研修旅費の助成事業、学生の就業意識の改善を図るための、県外インターンシップ経費の助成事業等を実施する。

#### < 事業スキーム >



予算額

(単位：千円、%)

年度	予算額	予算内容	財源内訳		
			国庫支出金		一般財源
			補助率	金額	
平成 21 年	125,151	沖縄県の構造的な失業問題の改善を図るため、雇用戦略推進会議の下、経営者等の意識改革、職場環境の改善、企業内人材のレベルアップ、若年者の就業意識の改善等の課題について、PDCA サイクルにより、総合的・戦略的に取り組む。	2/3	83,434	41,717
平成 22 年	122,633	同上	2/3	81,755	40,878

- 1) 予算区分：委託料
- 2) 委託先：(財)雇用開発推進機構、沖縄県大学就職指導研究協議会、民間企業
- 3) 委託内容：3細事業の実施を委託

事業実績

年度・項目	過去3年間			合計
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
コンサルタント派遣	-	5社	5社	10社
県外研修旅費助成件数/新規雇用者数	-	23名/315名	6名/52名	29名/367名
県外インターンシップ <sup>o</sup> 旅費助成	-	143名	147名	290名

(2) 監査手続と監査結果

関係資料の査閲、担当部局への質問等により監査を実施した。合规性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

### (3) 監査意見

これだけのコストをかけて実施する事業にしては、あまりに事業実績が少ないと思われる。また、コンサルタント派遣事業に関しては、わざわざ派遣する必要性があると思われない企業へも派遣している。県としてモデルケースとしての実績づくりのため、必要であったとのことであるが、コンサルタントを派遣するのであれば、真に必要としている企業への派遣を実施すべきである。

事業の内容は「PDCA サイクル」を謳っているが、事業の進捗管理自体、総論で考察したところの Check の段階で自己評価を基本として外部の視点からの評価を行うことが統制機構として内在されていないため、このような結果になっている側面があると考えられる。ピア・レビューのような制度はやはり導入する必要があると考える。

19. 離島特産品販売・開発支援事業

(1) 事業の概要

担当部局

企画部 地域・離島課

目的および予算等

離島の特産品の販売・開発を促進することにより、離島における産業の振興や雇用の創出を図り、離島地域の活性化を推進する。

(イ) 全体計画(H21年度からH23年度まで)

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
事業費	25,641	63,505	63,505	152,651

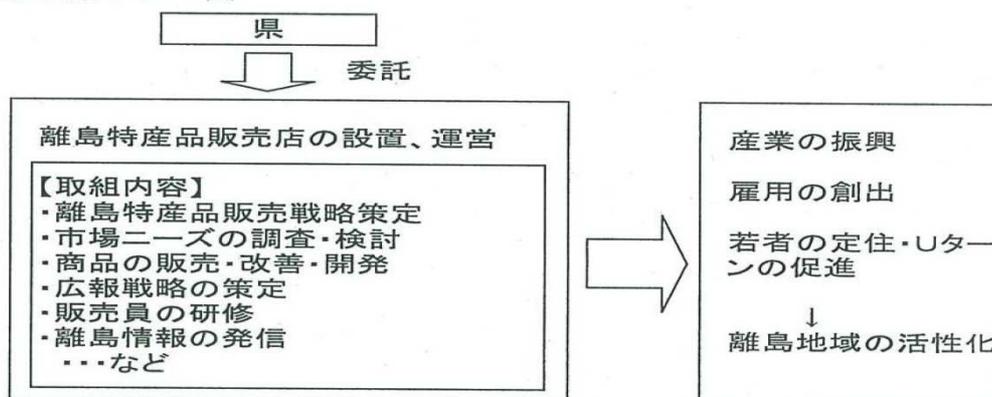
(ロ)事業の経過説明

離島地域は、地理的及び自然的条件等の不利性を有するとともに、若者の流出や高齢化の進行等により活力の低下が懸念される状況にある。一方で、離島地域は豊かな自然を有し、これらを活用することで離島の活性化を図っていくことが期待される。

これまで、地域の資源を活かした特産品開発や担い手の育成などに取り組んできており、今後は、これらの取組を踏まえながら、特産品の販売促進や品質の改善等を推進することにより、離島地域における産業の振興や雇用の創出に繋げていく必要がある。

事業フロー図

○事業フロー図



### 事業の現状・必要性

これまで、地域資源を活かした特産品開発や担い手の育成などに取り組んできており、現在では国際通り店とあしびなー店の2店舗を運営し、新たに16人を雇用している。また、商品数も全39有人離島のうち、21島約1,280品(H22年4月現在)を取り扱い、そのうち98アイテムは初めて離島外への販路を伸ばした商品であった。今後も、これらの取組を踏まえながら、特産品の販売促進や品質の改善等を推進することにより、離島地域における産業の振興や雇用の促進に繋げていく必要がある。

### (2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

### (3) 監査意見

離島振興を直接的な目的とする事業であるが、より包括的な視点で見た場合、県産品の販売促進やマーケット戦略にかかる事業と評価でき(24.農作物マーケティング実践強化事業を参照)、事業の結果から得られるフィードバック情報はマーケット戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきであると考え。

## 20. 沖縄離島戦略的情報発信支援事業

### (1) 事業の概要

担当部局

企画部 地域・離島課

#### 目的および予算等

「いいものがあるが知られていない」「いいものが何か分からない」等の課題を抱える県外での知名度の低い離島において、島の魅力となる資源(例：景観、特産品、伝統文化等)について、戦略的に情報発信を行うことで、県外での島の知名度の向上を図り、入域観光客数の増加や特産品の売り上げ増加等に繋げ、離島地域の活性化を図ることを目的とする。

#### (イ) 全体計画(H22年度からH24年度まで)

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		合 計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
事業費		30,000		52,533	(今後、内閣府と調整)			82,533
(うち国庫)		(24,000)		(42,026)				(66,026)

#### (ロ)事業の経過説明

沖縄県の 39 の有人離島については、我が国の領海、領空、排他的経済水域の確保に重要な役割を果たしているほか、個性ある伝統文化や自然環境等の魅力を有している。しかしながら、一部の離島を除き県外での知名度の低い離島が多く、これらの離島においては、入域観光客数の伸び悩み等産業振興の遅れや、若者の慢性的流出と高齢化の進展により、地域活力の低下が懸念されている。

本事業により、県外での島の知名度の向上を図り、入域観光客数の増加や特産品の売上増加等に繋げることで、離島地域の活性化を図る必要がある。

#### (ハ)平成 23 年度事業計画(概要)

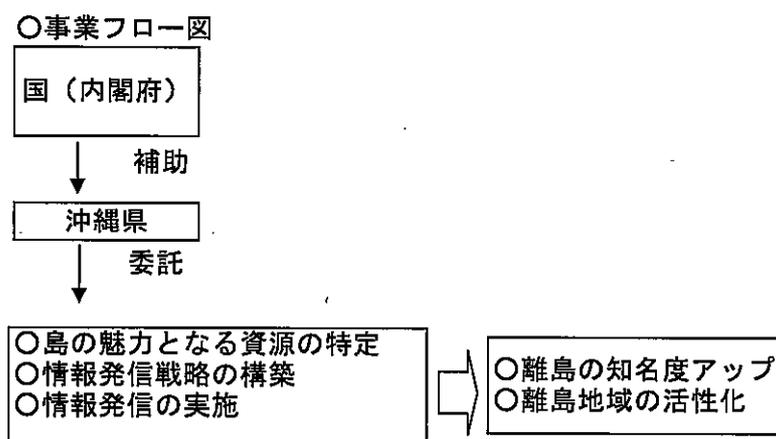
事業主体：県

事業内容：県外での知名度の低い離島において、島の魅力となる資源(例：景観、特産品、伝統文化等)について、島民、委託業者(コーディネイター)及び外部専門家で構成する情報発信チーム(仮称)において、調査・分析により島の魅力となる資源を特定し、情報発信戦略の構築による効果的な情報発

信を行う。

情報発信対象の特定(離島における資源の調査・調査に基づく資源の分析)  
情報発信戦略の構築(情報発信ターゲットの選定、情報発信方法の選定、情報発信戦略の構築)

#### 事業フロー図



#### (2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合规性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

#### (3) 監査意見

前事業同様、より包括的な視点で見た場合、県産品の情報発信及びマーケット戦略にかかる事業と評価でき、事業の結果から得られるフィードバック情報は地域・離島課だけでなく、マーケット戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきであると考えている。

## 21. 離島地域着地型観光推進事業

### (1) 事業の概要

担当部局

企画部 地域・離島課

#### 目的および予算等

地域の資源を活かした着地型観光商品の開発・販売等を行うことにより、観光等の産業振興を図り、離島地域の活性化を推進することを目的とする。

#### (イ) 全体計画(H22年度からH23年度まで)

(単位：千円)

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
事業費	3	23,922	3	23,903	6	47,825

#### (ロ)事業の経過説明

離島地域は、地理的及び自然的条件等の不利性を有するとともに、若者の流出や高齢化の進行等により活力の低下が懸念され、他の地域に比べて厳しい状況に置かれている。

一方で、離島地域は豊かな地域資源を有し、これらを活用することで離島の活性化を図っていくことが期待されている。

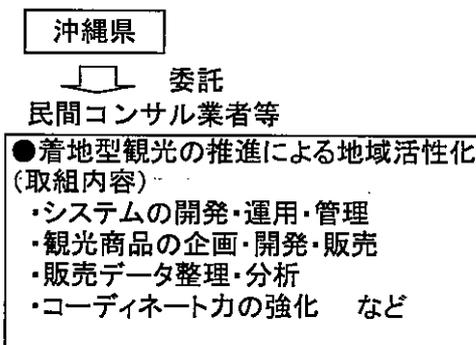
これまで、離島の特性を活かした体験滞在観光プログラムの開発や体験交流施設の整備、また農家民泊事業など、観光メニューづくりの取組が推進されてきており、これらの取組を活かした観光等の産業振興による地域活性化が求められている。

#### H22年度事業として

- 1) 着地型観光商品の開発・テスト販売等
- 2) 着地型観光に係るWEBサイト運営
- 3) プロジェクトリーダー、コーディネーターに対する研修等
- 4) モデル地域(宮古島市・竹富町・座間味村)における人材育成、着地型ツアーの造成・販売促進等の支援

## 事業フロー図

### ○事業フロー図



### (2) 監査手続と監査結果

所管課から、関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。法規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

### (3) 監査意見

これも前事業同様、より包括的な視点で見た場合、沖縄県の観光戦略にかかる事業と評価でき、事業の結果から得られるフィードバック情報は地域・離島課だけでなく、マーケット戦略に携わる他部局においても共有されるべきものである。従って、事業の評価はやはり自己評価ではなく、他部局により行われるべきであると考えます。

## 22. 園芸モデル産地育成緊急対策事業

### (1) 事業概要

担当部局

農林水産部 園芸振興課

#### 目的

この事業は、我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある園芸拠点産地の形成を図るため、園芸産地育成マニュアル等に基づき積極的に活動している産地に対し、低コストモデル栽培施設や低コスト栽培技術を総合的に組み合わせた現地実証の確認を行い、「定時・定量・定品質」の出荷が供給できる園芸作物のモデル産地をつくり、園芸拠点産地の育成を図る。また、生産農家への効果的な普及を図ることを目的とする。

#### 内容

園芸農業の振興は、戦略品目を対象とした拠点産地を中心に展開して「おきなわブランド」の確立に努めているが、燃油高騰に伴う肥料などの資材費の上昇と景気低迷及び市況の低下等で生産状況が厳しく、農家段階における努力の限界状況にあり、行政の支援が必要である。

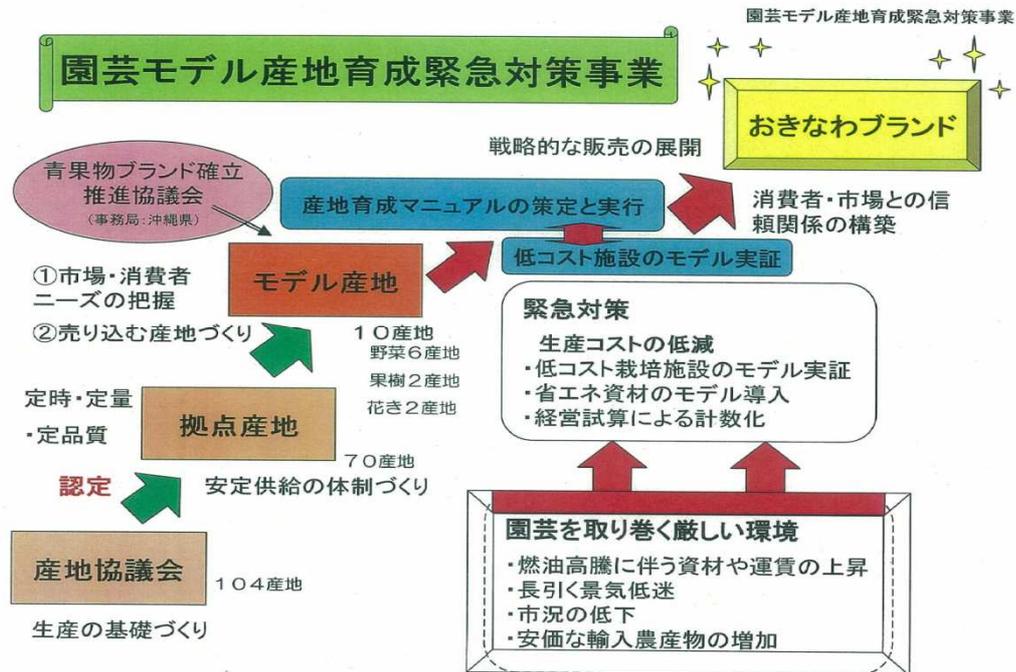
このため、更なる生産コストの低減が緊急の課題であり、その基盤となる品目に適合した生産施設の低コスト化モデル実証展示が必要である。

また、さやいんげん、小ぎくは、冬春期の国内シェアがそれぞれ56%、78%と極めて高い重要な国内供給産地であることから、本県が自給率向上の面からも責任を果たすことが強く求められている。

野菜と花きの品目に適合した低コスト施設のモデル実証は、導入市町村のみならず県全体のモデルとなるものであり、既存の拠点産地や拠点産地志向地域への波及効果により「おきなわブランド産地化」が促進でき、園芸品目の生産拡大につながる。

また、モデル産地をはじめとした「おきなわブランド産地育成マニュアル」の策定は、目標の統一化と産地ごとの課題解決プロセスに不可欠なものであり、市町村や農協等の主体的な取り組みにつながるものである。

さらに、第3次沖縄県農林水産業振興計画の園芸品目の生産拡大、併せて、園芸拠点産地目標の97産地達成に向けた可及的な取り組みとなる。県が認定した園芸拠点産地の70産地の中から、特に重要な青果物の7拠点産地を選定した「モデル拠点産地」及び花き産地（小ぎく、輪ぎく）について、「おきなわブランド産地育成マニュアル」に基づき、緊急的に安定生産の可能な品目に適合した低コスト生産施設をモデル実証として設置する。



### 1) 事業対象地域

県が認定した「野菜拠点産地」及び「花き拠点産地」を有する市町村地域。

野菜産地育成モデル実証事業  
 さやいんげん専用栽培ハウス（農業共済加入可能な25mmパイプ）3,000㎡

花き産地育成モデル実証事業  
 小ぎく専用木柱平張施設（省エネ防虫型蛍光灯）3,000㎡

### 2) 事業主体

市町村、農業協同組合、広域事業主体(市町村の範囲を越える農業協同組合等)及び営農集団

### 3) 対象作物・要件

対象品目は、野菜については、さやいんげん。花きについては、きくを栽培している市町村。

管内における低コスト生産施設の普及のための基本事項を示した方針等を有する市町村（おきなわブランド産地育成マニュアル等）

### 予算額と事業実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
園芸モデル産地育成緊急対策事業	0	0	2	9,489	2	9,469	4	18,958

#### (2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業実施要綱、歳出予算事業別概算見積書及び業務実施報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合规性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

#### (3) 監査意見

沖縄振興計画は亜熱帯性気候に位置する沖縄県の農産物や園芸作物産業を戦略的な産業として位置付けており、この事業の趣旨について異論はない。今後長期的に使用運営が可能かどうか検証し、課題の改善に取組み、おきなわブランド産地育成マニュアルにしっかり反映させていくことが重要である。そのために県は、事業実施主体への管理運営の指導を現状のように市町村に一任し事業報告を受けるという形に終わらせるのではなく、検証過程という事業のフィードバックプロセスにおいても積極的に関与し、事業の成果に関する貴重な情報を収集すべきと考える。

## 23. 県産農産物付加価値向上推進事業

### (1) 事業の概要

担当部局

農林水産部 流通政策課

#### 目的

県内には、地域資源としてゴーヤーやシークワサー等、多くの魅力ある農産物がある。食品加工については、県内食品メーカーを主体に県産物を利用した加工が行なわれているものの、一般消費者に提供され、観光土産品等として商品化され定番化しているのは、ゴーヤーや紅イモ等の特定の農産物に限られているのが現状である。

この事業は、加工・流通業者、観光産業等と連携した農業の「6次産業化」によって農産物の付加価値を高め、県内で生産される農産物の価格安定化と販路拡大及び生産農家の所得安定を図るため、平成21年度に行われた農産物加工グループ等を対象とした県内の農産物加工に関する実態調査を受けて、地域内の農業者、農産物加工グループ及び加工・流通業者等との連携による3つの商品開発モデルの構築を推進している。

#### 内容

### 1) 商品展開モデル

#### 地域内展開モデル

地域内の生産者や加工グループ等の連携で加工技術開発や商品開発等を実施するモデル

#### 県内展開モデル

県内食品メーカー等と連携しながら加工品開発を実施し、学校給食やリゾートホテルへの展開を図るモデル

#### 全国展開モデル

地域内で一次加工等を行い、大手食品メーカー等と連携、メーカーにおいて商品開発等を実施し、商品の全国展開を図るモデル

県内展開モデル、全国展開モデルは委託により実施

### 2) 事業期間

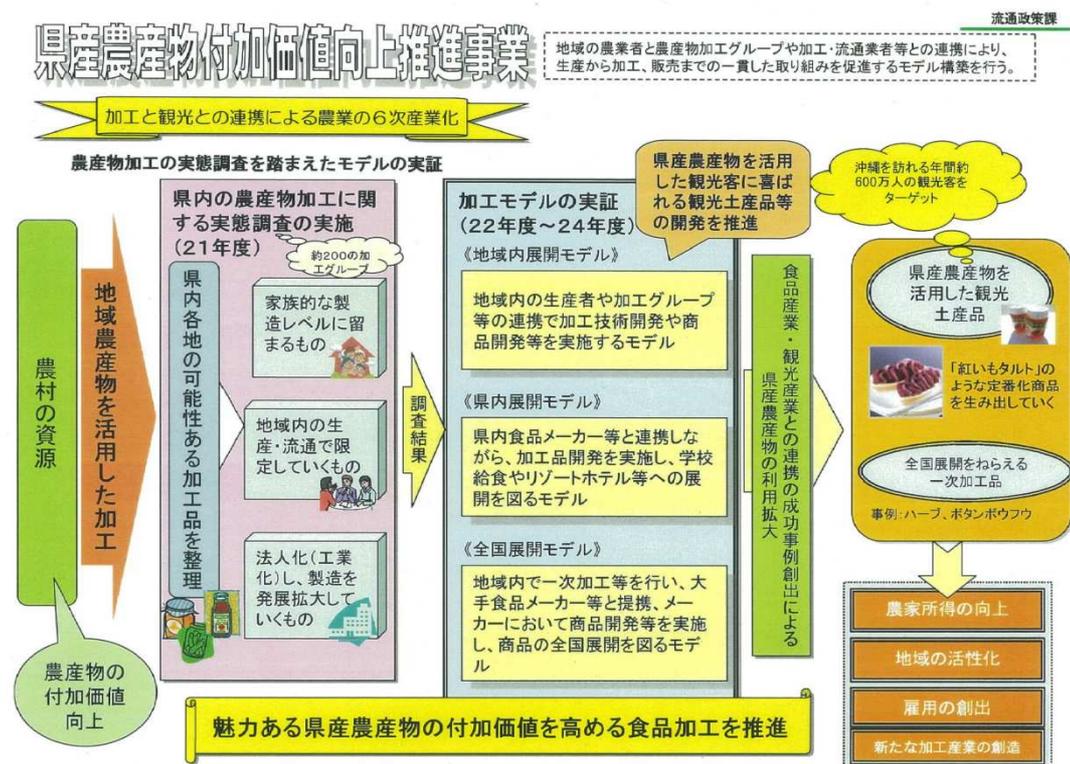
平成22年度～24年度（3年間）

予算額

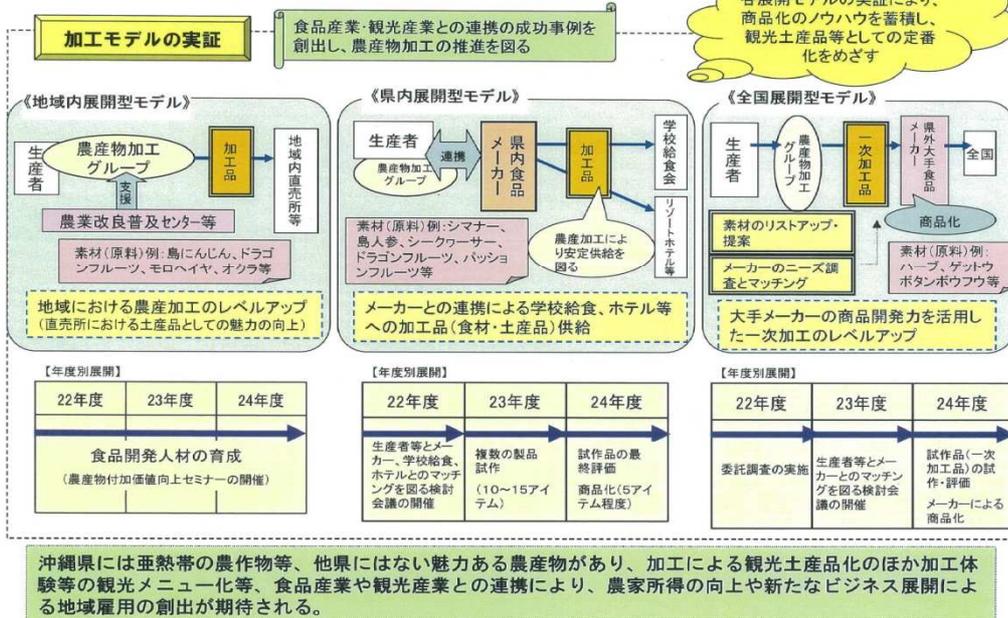
平成 22 年度：10,830 千円（主な経費 委託料（モデル構築） 9,667 千円）

平成 23 年度：17,457 千円（主な経費 委託料（モデル構築）16,200 千円）

事業フロー図



事業内容



(2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業実施要綱、歳出予算事業別概算見積書及び業務実施報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合规性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

民間企業を選定する際の評価項目に見積金額が考慮されていないことについては疑問がある。経済性の観点からは当然のことながら考慮すべきだったと考える。また、評価の問題についてはこれまでの考察と同様の結論である。

## 24. 農作物マーケティング実践強化事業

### (1) 事業の概要

担当部局

農林水産部 流通政策課

#### 目的

価格決定に大きな影響力を持つ量販店との連携を強化し、消費者情報の収集や売場確保に努めることが、本県農産物の販路拡大にとって極めて重要である。一方で、消費者のライフスタイルの多様化に伴い、食の外部化や簡便化が進んでいるため、外食、中食、加工等多様な業務需要に対応する必要がある。

本県農産物の生産振興を図るため、消費・販売動向を重視し、生産から販売まで一貫した実践的なマーケティング対策を行い、市場競争力の強化に取り組み、沖縄ブランドの確立を目指す。

#### 内容

##### 1) 具体的対策

消費者ニーズに即した農産物販売ルートの拡充

消費者ニーズに即した農産物加工品開発や、インショップ（店舗内店舗）における重点農産物の提案

外食需要者への県産農産物の料理メニュー化促進

量販店対応と平行して、外食産業等との連携により県産農産物の料理メニュー化を促進し、消費者へのPR活動を行う。

的確な情報の受・発信機能の強化

産地向け市場情報レポートの提供、消費者向け季刊誌発刊による産地情報発信等。

##### 2) 事業期間

平成 21 年度～23 年度

#### 予算額

平成 21 年度：13,208 千円（主な経費 委託料 10,434 千円）

平成 22 年度：15,882 千円（主な経費 委託料 11,605 千円）

平成 23 年度：13,198 千円（主な経費 委託料 9,857 千円）



### (3) 監査意見

農産物産地情報発信・収集等委託業務の委託先を選定する際の評価項目に見積金額が考慮されていない点は疑問であり、考慮すべきであったと考える。

さらに、県はインショップ運営等の業務委託先の選定理由を「(委託先)は、農林水産業の関連機関や行政等で構成する販売促進活動を県内外に広く展開するために設立された非営利で公益的な唯一の団体であり、これまで県内外で積極的に県産農水産物の販売促進活動を展開してきた実績を有するとともに、受託実績のある団体である。また、県のみでなく、関係機関や行政が一体となって首都圏市場に販売促進活動を行っていくためには、関連機関を網羅した(委託先)への業務委託により、今後、関係機関が緊密に連携を図る仕組みづくりを促進することも必要である。このような業務展開が可能であるのは、(委託先)が唯一の団体であるため、当団体との随意契約とする。」として、業務のすべてを当該委託先へ委託している。

今後の関係機関との緊密な連携の仕組み作りの促進の必要性から当該委託先への委託は一定の合理性はあるとしても、業務のすべてを委託することには疑問がある。実践的なマーケティング対策を行うというのであれば、全国的な情報網を有しマーケティングを専門とする民間の広告会社等の活用を検討することはなんら不自然ではない。実際に県担当者から民間法人の活用の意見もあったようである。販促業務の一部について民間法人の活用をすべきであったと考える。これが「参画と責任」ではないだろうか。

また、物産振興対策事業や離島特産品等マーケティング支援事業といった事業をそれぞれ商工労働部商工振興課や企画部地域離島課で行っている。県の担当者は、これらの事業が農作物マーケティング実践強化事業と県産農産物の振興という点で同じ目的をもった事業であることは認識しているが積極的に情報交換あるいは事業内容についての調整を行ってはいない。

組織として具体的な情報交換の仕組みとして最も導入が容易なのは、やはりピア・レビューであると考えられる。事業の切り口が、農林、商工、離島振興、と分かれているが、本質的には沖縄県としてのマーケティングに対する取り組みであり、部局間で情報を共有し、組織としての「知的資産の蓄積」を図る必要がある。

## 25. 母子家庭等自立支援事業

### (1) 事業の概要

担当部局

福祉保健部 青少年・児童家庭課

#### 目的

健やかで安心できる暮らしの確保という施策のもと母子家庭、寡婦及び父子家庭の自立促進、就業支援等を行うための事業である。事業は、母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業、母子自立プログラム策定事業及び母子寡婦福祉連合会運営費補助金の6つの事業に細分化されている。事業のすべては国が立案したものである。

- 1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業、母子自立支援プログラム策定事業を沖縄県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施。
- 2) 沖縄県母子寡婦福祉連合会の運営費及び同団体が設置する母子福祉センターに要する経費を補助し、母子福祉団体の育成と振興を図る。
- 3) 母子家庭の就労支援として、自立に役立つ技能習得のための特定の講座を受講する者に対して、その費用の20%を支給する教育訓練給付金事業、看護師等の高等技能取得のため学校に通う母子家庭の母に対して、生活の負担軽減のため促進費、一時金を支給する高等技能訓練促進事業を実施。

#### 当該事業に統合される細事業一覧

事業名	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等日常生活支援事業
施策内容	就業支援策の充実 より良い就業に向けた能力開発支援の充実 母子家庭の母等の資格取得、技能習得を支援します。	ひとり親家庭の自立促進のため、母子寡婦福祉資金の活用により世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援のため、母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実を図り、関係機関との連携を強化する。	子育て・生活支援策の充実 生活支援策の充実 緊急・一時的な対応が必要な際の家事、育児の支援等生活支援に取り組みます。
実施方	直接実施	業務委託又は指定管理	業務委託又は指定管

法		(委託先又は指定管理者:(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会)	理(委託先又は指定管理者:(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会)
対象	母子家庭の母	母子家庭の母及び寡婦(一部事業については、父子家庭の父も含む)	母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下「母子家庭等」という)
目的	母子家庭の母への就業支援	母子家庭の母への就業支援	母子家庭等への生活支援
事業内容	自立支援教育訓練給付金 高等技能訓練促進費	就業相談 職業支援講習会事業 母子家庭等地域生活事業	生活支援 子育て支援 一部負担額 利用制限
民間委託の可否	否 本事業は、扶助費として対象者の生活費を支援しているため、民間委託には馴染まない。	可 国の通知文により、母子福祉団体に委託することができることから、社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会へ委託している。	可 国の通知文により、母子福祉団体に委託することができることから、社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会へ委託している。

事業名	ひとり親家庭生活支援事業	母子自立プログラム策定事業	母子寡婦福祉連合会 運営費補助金
施策内容	子育て・生活支援策の充実 ひとり親家庭児童の健全育成 ひとり親家庭の子どもたちが健やかに育っていくための支援をします。	就業支援策の充実 状況に応じた就業支援の充実 母子家庭の母等の状況に応じた就業支援に取り組みます。	ひとり親家庭の自立促進のため、母子寡婦福祉資金の活用により世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援のため、母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実を図り、関係機関との連携を強化する。
実施方法	業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会)	業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会)	補助金(直接)

対象	母子家庭・父子家庭・寡婦（以下「ひとり親家庭等」という）	母子家庭の母（児童扶養手当受給者）	社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会
目的	ひとり親家庭等への生活支援	母子家庭の母への就労支援	ひとり親世帯の福祉の向上のためには、より当事者に近い視点での相談体制等を整えることが重要であり、広範囲にわたるきめ細やかな施策展開のため、当該団体の健全な運営を図ることが必要である。
事業内容	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p> <p>ひとり親家庭並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。またこうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭等の地域で生活を総合的に支援することを目的とする・</p> <p>生活支援講習会等事業</p> <p>ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会</p>	<p>母子自立支援プログラム指定事業</p> <p>児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の対象者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、これに基づいた支援を実施する。</p>	<p>当該団体は、母子家庭、寡婦及び父子家庭を対象として、その福祉の増進を図るため、下記の事業を実施している。</p> <p>(1)母子寡婦福祉を目的とする事業に関する総合的企画、運営。</p> <p>(2)各市町村母子寡婦福祉会との事業調整及び助成。</p> <p>(3)母子寡婦福祉に対する制度の周知徹底。</p> <p>(4)沖縄県母子福祉センターの設置及び運営。</p> <p>(5)母子寡婦福祉に関する受託事業。</p> <p>(6)関係行政機関及び団体との連絡調整。</p> <p>(7)小口資金の貸付業</p>

	を開催するものとする。 また、ひとり親家庭等が 利用しやすいよう講習 会・相談を実施する際、 必要がある場合には児童 を預る託児サービスを併 せて提供する。		務。 (8)売店等の経営。 (9) 無料職業紹介事 業。 (10)その他、目的を達 成するために必要な 事業。
民間委 託の可 否	可 国の通知文により、 母子福祉団体に委託する ことができるとされてい ることから、社会法人沖 縄県母子寡婦福祉連合会 へ委託している。	可 国の通知文により、 母子福祉団体に委託する ことができるとされてい ることから、社団法人沖 縄県母子寡婦福祉連合会 へ委託している。	否 本事業は、補助金 を交付する事業のため、民間委託には馴染 まない。

#### 予算額

(単位：千円)

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		合計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
母子家庭等自立 支援促進事業		20,690		18,142		20,969		36,933		96,734
(委託料)		15,546		12,976		12,063		14,291		54,876
(補助金)		3,708		3,750		3,500		3,500		14,458
(扶助費)		1,436		1,416		5,406		19,142		27,400

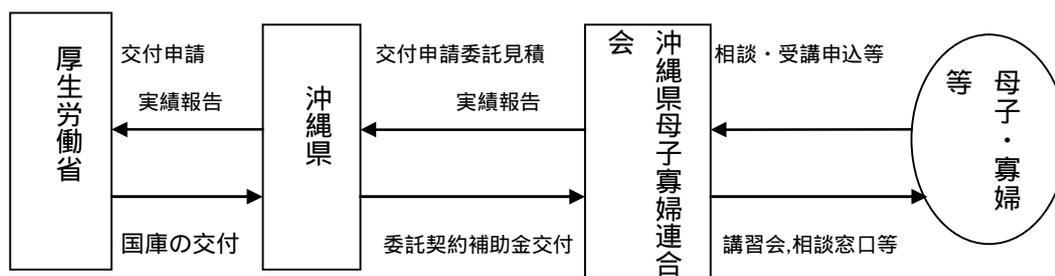
#### 事業の現状・必要性

- ひとり親家庭等は、子育てと生計の維持という2つの役割を担っていることから、抱える問題も多く、その自立促進のためには、経済的支援、生活支援、就業支援、養育費確保の支援等、各種施設を総合的に展開していく必要がある。
- これらの支援策を、母子家庭の当事者団体である沖縄県母子寡婦福祉連合会に事業委託することにより、利用者の声をより施策に反映させるとともに、運営費等の補助を通して団体の基盤を強化し、団体の自立も促進していく必要がある。

### 委託事業の実績（平成 21 年度）

・就労支援講習会	227 人
2 級ホームヘルパー養成講習会	( 50 人)
調理師資格取得準備講習会	( 74 人)
パソコン講習会	( 73 人)
介護事務管理士講座	( 30 人)
・特別相談事業（相談件数）	32 件
・養育費相談事業（相談件数）	120 件
・日常生活支援事業（支援員派遣件数）	136 件
・ひとり親家庭生活支援講座（受講者数）	230 人

### 事業フロー図



### (2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、主要施策の成果に関する報告書、決算書及び事業実績報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。合规性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

### (3) 監査意見

他県に比して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっている状況において、今後の沖縄県の人材育成の視点からもこの事業の重要性は高い。しかし、その活動実績は低調な水準に留まっている。その要因としては、当事者への周知が徹底されていない、ニーズや効果の正確な分析が行われてこなかった、事業の数が多く詳細を把握できる者が限られている、などがある。これらを踏まえて県は、当事者

への周知の徹底、ニーズや効果の分析、事業内容の見直し及び関係団体との連携強化を改善策として挙げて取り組むとしている。

しかし、活動実績の低い要因の改善をなぜこれまで行ってこなかったのか、特に周知徹底がなぜ行なわれなかったのか。本質的には総論において考察したように事業の評価が「自己評価」に留まっていることにある。仮に当該事業の評価が第三者的な部局により行われ、その結果が振興計画の進捗管理を行う部署に報告されていれば、当然のことながら低調な利用実績についてフィードバックが働いていたはずである。これは当該部局だけの問題でなく、沖縄県の組織の構造的な問題であり、これについて沖縄県は本当に深く真摯に考え、今後の組織として自らの「知的資産の蓄積」を図る必要がある。

また、事業報告については年度末の事業実績報告のみであり、年の中途においては事業の実施状況が把握されていない。つまり、ここにおいてもフィードバック機構が働かず、事業を1年間実質的に丸投げしているような状況となっている。それが問題であるという認識も思い浮かばないように、ほとんど組織として長い間眠っているような状況である。繰り返しになるが、沖縄県はフィードバックの重要性について本当に深く真摯に考え、今後の組織としての「知的資産の蓄積」を図る必要がある。当該事業は沖縄県における「子どもの貧困」、そして沖縄県の人材育成という戦略から見ても非常に重要な事業である。各部署と横断的な情報交換を行い、振興計画の進捗管理を行う部署が垂直的に情報管理し、次の展開へフィードバックするという仕組みを構築する必要がある。

## 26. 児童健全育成補助事業

### (1) 事業の概要

担当部局

福祉保健部 青少年・児童家庭課

#### 目的および内容

同補助事業は、放課後児童クラブに対して補助する「放課後児童健全育成事業」と、民間児童館、地域組織活動(母親クラブ)に対して補助する「沖縄県健全児童育成事業」の2つの細事業から成り立っている。

2つの事業とも、国・県・市町村がそれぞれ1/3負担のうえ、運営費の一部を助成することを国の補助要綱等で定められた国庫補助事業で、実施主体は市町村と定められている。

#### 1) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業」とは、児童福祉法第6条の3第2項で定められており、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、政令(児童福祉法施行令)で定める基準に従い、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としております。

国の補助実施要綱(放課後子どもプラン推進事業実施要綱)において、放課後児童健全育成事業を実施するための施設を「放課後児童クラブ」と称していますが、県内では、一般的には「学童クラブ」と呼ばれています。

共働き・ひとり親家庭の増加により親が昼間家庭にいない児童が年々増えている中、都市化の進行等により子どもを育てる環境は大きく変化しており、放課後児童クラブの需要は高まっております。

また子どもが放課後に被害に遭う事件が後を絶たないことから、毎日安心して生活できる場所を提供する放課後児童クラブは必要であり、国は原則として、すべての小学校区で放課後児童クラブを実施することを目指し、拡充策を進めております。

県内におきましても、各市町村の状況に応じて、放課後児童クラブの設置促進を図ってきており、年々補助対象クラブは増加し、平成23年度は23市町村から225クラブに対して補助交付予定です。

このような趣旨の下、放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未

満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

実施主体	市町村、社会福祉法人その他の者 「社会福祉法人その他の者」としては父母会、社団法人、財団法人、保護者会、地域の運営委員会、個人及び民間企業が含まれる。 スポーツクラブや塾等その他公共性に欠けるもの、政治的又は宗教上の組織に属しているものは除く
対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校 4 年生以上の児童）も加えることができる。 （児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）
活動内容	放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保 放課後児童の活動状況の把握 遊びの活動への意欲と態度の形成 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
開所日・開所時間について	地域の実情、放課後児童の就学日数等を考慮し、年間 250 日以上開所する。（利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開設する必要がないクラブは、特例として 200 日以上でも補助対象とする） 開所時間は、授業日は 1 日平均 3 時間以上、長期休業期間等は原則として 1 日 8 時間以上開設する。
実施場所	児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室など。 放課後子ども教室推進事業等と併せて行う場合には間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設ける。
設備等	衛生及安全が確保された設備を備えて実施されなければならない、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備える必要がある。
職員について	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する資格を有する者が望ましい。（保育士や教諭の資格を有する者等）

## 2) 沖縄県児童健全育成事業

「沖縄県児童健全育成事業」とは、「民間児童館活動事業」及び「地域組織活事業（母親クラブ）」に対する助成事業である。

民間児童館活動事業とは、民間児童館が子どものボランティアグループの育成やひきこもりや不登校児の野外活動、年長児童の来館促進等創意工夫のある取組みを行うために、市町村が委託する事業又は助成する事業費に対して、県が市町村に対して助成するものである。

地域組織活動事業とは、通称「母親クラブ」と呼ばれる、児童館を拠点とした子育てサークルが行う児童の健全育成を目的とした活動事業費を市町村が助成する場合に、県が市町村に対して助成するものである。

### 民間児童館活動事業の概要

目的	民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図る。
実施主体	市町村（及び民間児童館を運営する者）
事業内容	児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにする児童の健全育成に関する総合的な機能を有する他、以下のうち2事業以上実施する。 自然体験活動事業 子どもボランティア育成支援事業 児童健全育成相談支援事業 年長児童等来館促進事業 地域子育て支援拠点事業

### 地域組織活動育成事業の概要

目的	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図る。
実施主体	地域組織（母親クラブ、子育てサークル等）
組織	母親の連絡組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体で、会員は概ね30人以上とする。 児童厚生施設やその他の公共施設と連携をもつものとする。 政治・宗教上の組織に属さないものとする。
事業内容	親子及び世代間の交流、文化活動 児童養育に関する研修活動

	児童の事故防止等活動 その他児童福祉の向上に寄与する活動
--	---------------------------------

予算額

(単位：千円)

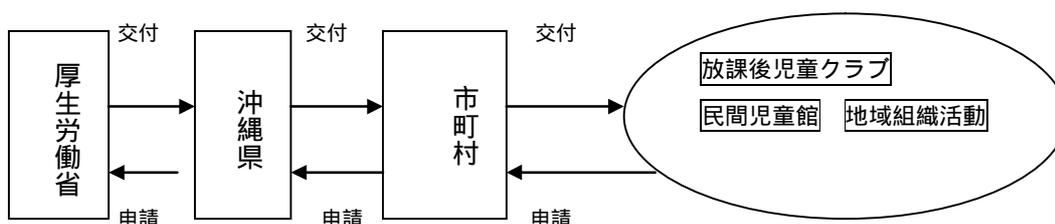
区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
児童健全育成補助事業		651,233		554,683		797,999		692,838		2,696,753

事業実績

共働き、一人親家庭の増加により、放課後児童クラブに対するニーズは高まっており、事業所数及び入所児童数も急増している。放課後児童クラブの設置促進を図り、子どもに安全・安心な放課後の居場所を確保することで、児童の健全育成と共働き家庭の就労支援につながっている。

なお、沖縄県次世代育成支援行動計画（後期）の目標値では平成 26 年度までに 238 箇所の放課後児童クラブの設置を目標としている。（平成 22 年度の放課後児童クラブ数は 215 カ所）

事業フロー図



## (2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業補助金交付要綱、主要施策の成果に関する報告書、決算書及び事業実績報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。事業の実施過程においては、合規性について特段の問題はない。

## (3) 監査意見

沖縄振興計画における人材育成の重要性に鑑みれば、この事業の必要性を疑う余地はない。ただ、放課後児童クラブ(学童クラブ)が実施される場所は、児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室などとされているが、実際には93%が賃貸料の生じる民間施設となっており運営費を圧迫している状況である。そのことについて、学校の余裕教室や児童館等の公的施設を使用することがもっとも経済的であることは、沖縄県も認識している。特に、学校の余裕教室の活用は利便性や安全性の観点からも望ましいとしている。ところが学校の余裕教室の活用は思うようには行われていない。その要因の一つに市町村の教育委員会と市町村の担当課との調整が円滑に行われないことにあるようである。しかし、これも実施している事業を第三者的な部局が評価を行っていないため、必然的にこのような結果が生まれる。仮に他の部局が事業の評価を行っていれば、現在の状況について改善を勧告する等フィードバックが必ず働く(そうでないと、評価を行った部局の責任が問われる)。自己評価という制度は情報のフィードバックという意味において機能していないと考えざるを得ない。

沖縄県は真摯に自らのPDCAサイクルについて組織としての知性を働かせて、検証を行う必要がある。

## 27. 児童福祉施設等整備事業

### (1) 事業の概要

担当部局

福祉保健部 青少年・児童家庭課

#### 目的

同事業は、市町村及び社会福祉法人等が実施する児童福祉法第7条に規定される児童福祉施設（児童厚生施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等）及び放課後児童クラブ室の整備に対して補助を行うものである。

いずれの施設整備についても国庫補助制度を活用して事業を実施しており、児童厚生施設及び放課後児童クラブ室の整備については、「児童厚生施設等整備費」、児童養護施設等の整備については、「次世代育成支援対策施設整備交付金」等の国庫補助金を活用し施設整備の促進を図っている。

用語について説明する。

#### 1) 児童厚生施設とは国の「児童館の設置運営要綱」に定められる、下記の施設。

##### 小型児童館

イ)機能：小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等の児童健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

ロ)設置運営主体：市町村、社会福祉法人等

##### 児童センター

イ)機能：小型児童館の機能に加えて、体力増進指導等を実施するための必要な広さや器材を有するもの等の要件がある。

ロ)設置運営主体：小型児童館と同じ

#### 2) 放課後児童クラブ室とは

国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業を実施するための施設。児童福祉法第6条の3第2項で定められており、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的としている。（国の名称は放課後児童クラブ室だが、一般的には学童クラブと

呼ばれている。)

### 3) 児童養護施設とは(18才未満)

児童福祉法第41条で定められており、保護者のない児童、虐待されている児童 その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。

#### 予算

(単位：千円)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
児童福祉施設等整備事業(補助事業)		143	1	33,155	2	14,237	2	26,332	5	73,207
(うち補助金)				33,000		14,028		26,179		73,261

#### 事業の現状および必要性

沖縄県が策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、児童厚生施設(児童館、児童センター)を平成21年度の65箇所から平成26年度までに73箇所に、放課後児童クラブを平成21年度の194箇所から平成26年度までに238箇所に増やすことを目標として掲げており、児童厚生施設等を設置する必要がある。

消防法において、乳児院におけるスプリンクラーの整備が義務付けられているため、国の経済対策に伴い設置された社会福祉施設等耐震化等特別支援事業基金を活用し、スプリンクラーの設置を行う社会福祉法人袋中園に対し、補助を行う必要がある。

児童養護施設 美さと児童園の指導棟(体育館)が築25年が経過し、雨漏り等による腐食が著しく使用禁止になっているため、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、大規模修繕を行う社会福祉法人国際福祉会に対し、補助を行う必要がある。

#### (2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、事業補助金交付要綱、主要施策の成果に関する報告書、決算書及び事業実績報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

### (3) 監査意見

この事業は、健やかで安心できる暮らしの確保という施策のもと、地域の児童の健全育成に寄与するため、児童福祉施設及び放課後児童クラブの整備に対して補助を行うものである。いずれの施設整備についても国庫補助制度を活用して事業を実施している。沖縄県が策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、児童厚生施設（児童館、児童センター）を平成 21 年度の 65 箇所から平成 26 年度までに 73 箇所に、放課後児童クラブを平成 21 年度の 194 箇所から平成 26 年度までに 238 箇所に増やすという計画に沿っている。

総論において考察したように沖縄県の子ども達は教育機会という観点からすると、大きく 2 つの階層に分かれている可能性がある。子どもの貧困の問題は将来の雇用の問題へとつながる等非常に複雑な問題系であり、部局横断的に取り組むより他にない。当該事業についてもピア・レビュー等の第三者評価により部局間で情報の共有を図っていく必要がある。

## 28. 留学支援事業

### (1) 事業の概要

担当部局

教育委員会 県立学校教育課

#### 目的

国際化社会に活躍できる人材を育成するため、高校生国外留学、国外大学等への留学、専門高校生の国外研修を支援する必要がある。

高校時代を海外で過ごすことは、異文化交流の大切さと楽しさを知る絶好の機会である。十代という若い時期の留学は、語学力、適応能力、コミュニケーション力など、すべてにおいて吸収力が違う。さらに、保護者から離れて海外で生活することは、自立心が養われる。また、県費等で派遣することにより、経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学（研修）費用が多額であるため躊躇する者を国外に派遣し、国際性豊かな人材の育成を図ることができる。

- 1) 高校生の国外留学生派遣事業にかかる経費
- 2) 国外留学生派遣事業の留学助成・留学貸与にかかる経費
- 3) 専門高校生の国外研修事業にかかる経費

#### 平成 23 年度の計画

- 1) 高校生の国外留学生派遣事業（1 年間）...70 人
- 2) 国外留学生派遣事業（大学・大学院、6 ヶ月～2 年間）...19 人（継続 6 人）
- 3) 専門高校生国外研修事業（一週間程度）...25 人

#### その他の留学制度

沖縄県高校生米国派遣事業（国費：平成 22 年募集、平成 23 年度派遣で終了）、小  
渚沖縄教育研究プログラムで 11 人予定

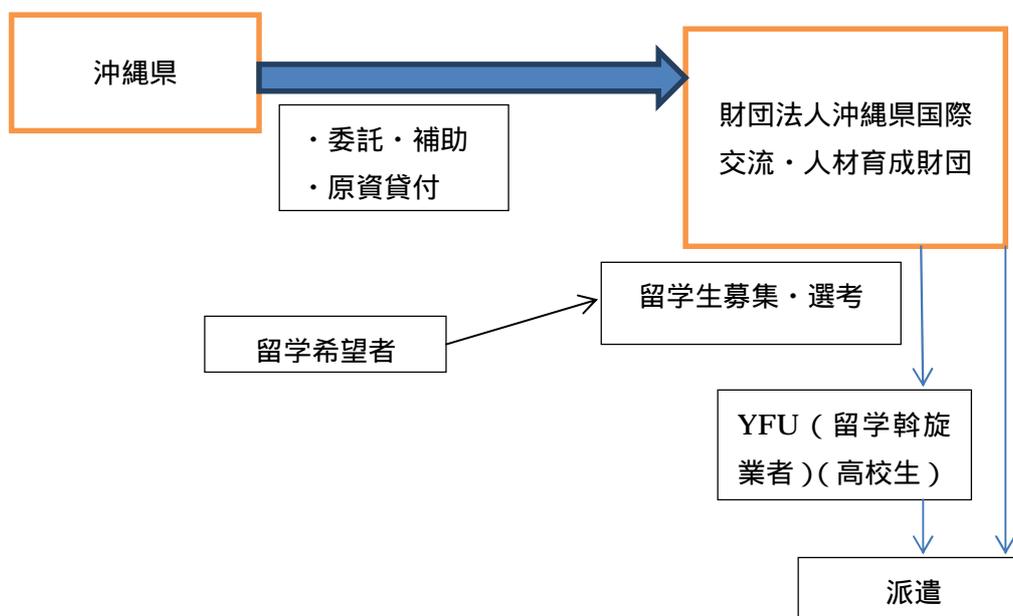
平成 20 年度から 23 年度までの各年度予算額

(単位：千円)

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
国外留学生派遣(貸与)		24,600		21,000		21,000		21,000
国外留学生派遣(派遣)	22	37,999	22	37,938	21	33,469	19	30,025
高校生の 国外留学	10	13,446	35	24,395	68	44,470	70	46,653
専門高校生 国外研修	31	1,388	27	1,187	24	962	25	2,223
事務費		200						
計		77,633		84,520		99,901		99,901

(注) 国外留学生派遣(大学生等)については昭和 57 年から実施、高校生の国外留学については平成 2 年から実施、専門高校生の国外研修事業については平成 15 年度から県補助を実施している。

事業フロー図



各事業概要及び説明

	高校生の国外留学生派遣事業	国外留学生派遣事業	専門高校生の国外研修事業
事業概要	異文化体験を通して視野を広めることにより、21世紀の本県の振興開発、学術、文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材を育成するための、高校生の国外留学事業にかかる費用である。	沖縄県の振興を担う人材の育成のため、教育、学術、文化、産業等の分野において、国外の大学、大学院又は研究機関への留学生を派遣するための、県費留学生（大学等）の留学助成・留学貸与にかかる費用である。6ヶ月課程から1年間、修士課程へ派遣している。昭和57年より開始。	県内の専門高校生を海外に派遣し、広い分野における研修の機会を設け、派遣先の国々の同世代若者達及び関係者との交流を行うことにより相互理解を深め、アジア・太平洋の国際交流拠点の形成及び振興開発の推進を図ることを目的としている。
特徴	欧米及びアジア諸国に高校生を1年間派遣する。	国外大学、大学院などへの派遣。	農林・工業・商業・水産・総合科の高校生を約1週間派遣する。
事業の現状・必要性	国際化社会で活躍し、グローバルな視点を持ったリーダー人材を育成するため、高校生国外留学を支援する必要がある。	国際社会で活躍し、沖縄の振興・開発に貢献できる人材を育成するため、国外大学・大学院等への留学を支援する必要がある。	グローバルな視点を持った産業人材育成の基礎作りを図るために、専門高校生の国外研修を支援する必要がある。
事業効果	高校時代を海外で過ごすことは、異文化交流の大切さと楽しさを知る絶好の機会である。十代という若い時期の留学	県費等で派遣することにより、経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学費用が多額であるため躊躇	本県の特徴を生かした活力ある産業の振興を担う産業従事者の育成と国際性豊

	<p>は、語学力、適応能力、コミュニケーション力など、すべてにおいて吸収力が違う。さらに、保護者から離れて海外で生活することは、自立心が養われる。また、県費等で派遣することにより、経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学(研修)費用が多額であるため躊躇する者を国外に派遣し、国際性豊かな人材の育成を図ることができる。</p>	<p>躊躇する者を国外に派遣し、国際性豊かな人材及び沖縄の振興・開発に貢献できる人材の育成を図ることができる。</p>	<p>かな人材の育成を図ることができる。</p>
事業実績	<p>平成 2 年度より事業を開始し、平成 20 年度までは全額助成でドイツ、オランダ、スウェーデンを中心に欧米諸国へ毎年 10 名を派遣してきた。平成 21 年度から知事公約の「年間海外留学派遣 100 名」への対応として、派遣人数の拡大を図るため半額助成で実施している。平成 21 年度は 35 名を派遣し、平成 22 年度は 68 名を派遣した。</p>	<p>昭和 57 年度に開始し、平成 22 年度までに 623 名を米国、欧州、アジアを含め世界各国へ派遣してきた。</p>	<p>昭和 61 年度に開始し、平成 22 年度までに 539 名を派遣。平成 10 年度から平成 11 年度にタイ、シンガポールへ派遣した 42 名以外は台湾へ派遣。</p>
追跡調査	<p>平成 19 年度までの派遣生 180 名に追跡調査を行い、回答は 84 名であった。(内 26 名は大学生) IT・観光:1 名</p>	<p>回答のあった 517 名の中から主な分野別に集計。 医療・理工系:28 名 社会系:118 名 人文系:10 名</p>	<p>なし</p>

	医療:5名 学術・教育:5名 その他(マスコミなど):10名	教育:184名 マスコミ・観光:18名	
評価	<p>追跡調査が平成20年度のものであり、しかも回収率が50%を下回っているために正確な把握が困難な状況であるが、IT・観光分野での就職が少ないものの、その他の分野においては沖縄県の振興に資する人材となって活躍していると考えられる。平成21年度から派遣者拡大を図るために半額助成での実施となり、派遣生への経済的負担が大きくなっている。(約60万円の自己負担)</p> <p>また、課題としては国費での高校生派遣事業と同様に、より明確な沖縄県が目指す人材育成の目標設定、派遣中・後の確実な動向把握とその結果検証が挙げられる。</p>	<p>21世紀の沖縄県の振興を担う人材の育成を目的に、自然科学及び人文・社会科学等の分野において、国外大学、大学院又は研究機関等へ派遣しているが、沖縄の経済、観光、産業、文化、教育に渡り、幅広い研究がなされており、帰国後も沖縄の振興・発展に大いに寄与しているものとする。</p> <p>一方、時代のニーズに即応した産業人材の育成やスピード感のある養成が求められている先端技術の研究分野においては、育成が立ち遅れてきたことは課題としてあげられる。</p>	

追跡調査:平成20年度に沖縄県国際交流・人材育成財団がおこなったものに基づいたものである。

## (2) 監査手続と監査結果

所管課から、各事業について事業概要説明書、委託金内訳書及び委託事業報告書等の関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

## (3) 監査意見

### 派遣先について

事業実績をみるに高校生の国外留学生派遣事業、国外留学生派遣事業については、派遣先が欧米諸国に集中しており、また専門高校生国外研修事業については、派遣先がほとんど台湾となっている。平成 20 年度の包括外部監査においても指摘されているが、グローバルな視点をもった人材の育成または国際交流拠点の推進といった観点からは偏りがあるのではないかと懸念される。

派遣先が偏る主な要因は、事業の受託団体が同一の留学斡旋業者へ委託していることにある。このことは県の担当者も認識しており、複数の留学斡旋業者への委託を検討すべきである。

### 留学費用の自己負担について

平成 21 年度から知事公約の「年間海外留学派遣 100 名」への対応として、派遣人数の拡大を図るため、これまで全額助成していた留学費用を半額助成で実施している。自己負担が発生するため経済的理由により留学を考え直す学生もいるのではないかと懸念される。このことは経済的に留学が困難な者、又は意欲はあるが留学費用が多額であるため躊躇する者を県費等で派遣するという事業の一つの効果を低くしているのではないかと懸念される。

しかし、そもそも沖縄県は第 1 次振興開発計画の頃から「国際交流の経験」を持つ県民の強みを発揮して「国際交流の拠点」を目指す大きな目標を掲げている。これが沖縄県の重要な施策であることに異論はないと思う。そのように重要な施策であり、かつ沖縄県は「選択と集中」を基本方針とすると謳っているのであるから、そもそも当該事業の予算に最初から制限をつける必要はない。財源がないというのであれば、相対的に必要性の薄い事業なり、当該事業の予算なりを「選択と集中」の原理により削り(それが実行できないというのであればそもそも「選択と集中」を基本的姿勢とすることと矛盾する)、同じく「選択と集中」の原理により当該事業の予算にあて、全額助成で 100 名を達成し、未だ実現されていない目標である「国際交流の拠点」を担う人材育成を図る。これを世間的には「選択と集中」と言うのではないだろうか。

国費により自己負担なしで留学ができる制度もあるが、平成 22 年度募集で終了している。

### 追跡調査について

この事業の効果を図る上での明快な方法の一つは、留学した者がどのような進路に進んだかを把握することであろう。行政が実施する事業は外部からのフィードバックが働きにくいという構造的な弱みを抱えるが、追跡調査は実行可能であり、最低限実施すべき情報収集であろう。しかし、そのような追跡調査が正確に行われてはいない。正確な追跡調査を行えるように、留学した者には一定の報告義務を課す等の仕組みを検討すべきである。

総論で考察したようにアジアの時代を迎えるに当たり沖縄県の今後の振興計画の要は人材育成であると考え。留学支援事業については「選択と集中」の原理に基づいて真に戦略的な対応を行うべきである。実施した事業についてのフィードバック、すなわち追跡調査も実行するのが当然である。